

学校生活について

1) 登下校

1. 始業時刻、下校時刻を厳守すること。
始業時刻 8:30 下校時刻 16:50
 1. 居残り届を提出または教員の付き添いがある場合の最終下校時刻は 18:20 とする。また、始業前に活動する場合は 7:30～8:20 とする。
 2. 休日に部活動以外で登校する場合は、あらかじめ許可を得ること。ただし、登校可能時間は 9:00～16:00 とし、時間を厳守すること。
2. 危険防止のため、自転車、バイク、自動車での登校は禁止とする。
3. 登下校の際は、定められた制服を着用する。不備があった場合は再登校とする。特別な事情があり、異装で登校しなければならない場合は、あらかじめ届け出て、許可を得ること。(37 ページ異装届)
制服規定は次の通りとする。

制服規定

1. 夏季(5月～10月)
 - ◎ズボン・スカート……学校指定のものとする(冬季も同じ)。
 - ◎シャツ……白ワイシャツまたは白のポロシャツとする。
 - ◎靴……運動靴または黒・茶系革靴(冬季も同じ)。
 2. 冬季(10月～5月)
 - ◎上着……学校指定のものとする。
 - ◎シャツ……白ワイシャツとする。
 - ◎ネクタイ・リボン・バッジ……学校指定のものとする。
- ☆ クリーニング・修理等のやむを得ない事情があり、異装で登校する場合は異装届(生活指導部様式1)を事前に提出する。
- ☆ セーター、カーディガン、コート類を着用する場合は、高校生らしく華美にならないものとする。
- ☆ 5月と10月は移行期間とし、夏季又は冬季、どちらかの規定に従うこと。

2) 校内生活

- ア. 学校の用具・施設等にいたずらし、故意に破損または紛失させた場合は実費弁償とする。
- イ. 使用が認められた用具・施設以外を無断で使用してはならない。
- ウ. 次の場合は、事前に学校に届け出、許可を得ること。
 - ① 金品や署名を集めるとき。
 - ② 部活動等で校外活動をするとき。
 - ③ 掲示物を学校内外に掲示するとき。
 - ④ 学校の物品を校外に持ち出して使用するとき。

3) 校外生活

- ア. 交通法規、マナー等を遵守すること。
- イ. 夜間の外出は、急用のない限り避け、深夜徘徊をしないこと。
- ウ. アルバイトは学校の活動に支障がない限り、保護者の同意のもとに実施を認める。
- エ. 授業を欠席して免許取得することは禁ずる。
免許取得時期に関しては、原則以下のようにする。
 - ① 自動車に関しては、3年の学年末考査終了以降。
 - ② 原付に関しては、1年の1学期終了以降。
- オ. 出島する場合、事前に学校所定の出島届を提出する。

4) 長期休業期間の出島について

- ア. 目的を明確にし、単なる遊びで終わらないようにすること。
- イ. 始業式前に余裕をもって帰島できるように、予定をたてること。

5) 特別指導項目について

以下に挙げる行為があった場合はいかなる場合でも厳しく対処する。

- ア. 喫煙・喫煙具所持
- イ. 飲酒
- ウ. 学校管理下におけるバイク乗車
- エ. シンナー、薬物等の不正使用・所持
- オ. 故意の器物破損等
- カ. いじめ・暴力行為
- キ. 窃盗
- ク. SNSの不適切使用
- ケ. 以上の該当項目に相当する行為に同席した場合

- コ. 定期考査中の不正行為
- サ. 学校の指導を無視または拒否した場合
- シ. その他の反社会的・非社会的行為、違法行為

6) 頭髪について

頭髪に手を加えない。

7) ピアスについて

ピアス禁止。